

# 第6回団体交渉での区長会の 最終回答に対する判断について

第8回  
中央委員会  
2006年11月21日

## はじめに

2006年度賃金確定闘争は、わが組合が単組となり初めて闘う確定闘争であるとともに、現業職員に関わる賃金確定を主要な課題とする闘いである。これまでの交渉組織であった都労連や都庁職をこの4月の身分切替を期に離れ、上部団体に交渉組織を持たない単組としての力量を問われる闘いであった。

今次確定闘争期には、事業関係交渉に関わる課題や清掃一組のアウトソーシングに関わる取組み、更には組合組織問題についてもこの時期に集中して対応すべき事態となった。

これまで区政会館における総決起集会や地連別決起集会及び役員区長への要請、区長会総会への座込行動と要請、区長会会長への要請行動や総決起集会なども取組んできた。職場においては、支部、総支部、地連を中心としてストライキ批准投票や家族署名、ステッカー闘争を取組んできた。

それぞれが始めての取組みとして力の限りを尽くして短期間ではあるものの精一杯闘ってきた。10月24日の給与改定(第4回)団体交渉以来、10月26日に第2回小委員会交渉、11月2日には第5回団体交渉、本日まで9回の専門委員会交渉と11月17日、21日に第3回及び第4回小委員会交渉を重ねてきた。最終の第9回小委員会ではわが組合は、「誠意ある皆さんの対応が示されなければ、私どもの意に反してやむを得ず実行行使を決定することになりかねません。皆さんの再度の検討と再提案を求めます。」と当局の対応を求めた。当局からは、「皆さんの主張はお聞きいたしました。残された時間はわずかではありますが、私どもとしては、皆さんと誠意を持って真摯に協議を進め、時機を失することな

く諸課題の解決を図ってまいりたいと考えております。」と答えた。その結果として先程、給与改定第6回団体交渉が開催され、区長会から最終提案が示された。この提案に対するわが組合として以下のとおり判断することとする。

## 1、これまでの若干の経過

- (1) 10月12日、特別区人事委員会は「職員の給与に関する勧告」を行った。同日、区長会に対して要請を行った。その趣旨は、人事委員会勧告は国に追随したものであり、納得できる給料表等を早急に示すことを求めた。
- (2) 10月23日に第6回中央委員会を開き、「2006年度賃金確定に関する要求書」と「2006年度賃金確定等に勝利するための闘争方針」を決定した。
- (3) 10月24日、給与改定(第4回)団体交渉を行い、わが組合からは「2006年度賃金確定に関する要求書」を区長会に提出し、区長会からは「退職手当制度の改正について(案)」「期末・勤勉手当の支給割合の改正について(案)」「職務段階別加算の支給割合等の改正について(案)」が提案された。交渉の期間は限られてるが、精力的に協議を進めることとした。
- (4) 10月26日の第2回小委員会交渉では、今年度の賃金確定交渉における交渉項目の整理を行った。交渉課題としては、①団体交渉で提出されたわが組合の要求項目に関すること、②団体交渉で区長会から新たに提案された「退職手当制度の改正について(案)」ほか2件の課題に関すること、③協議中の「勸奨退職特例措置の各区事項化について(案)」ほか2件の課題に関すること、④単年度協議事項としての本年度の級格付の取扱いに関すること、以上4課題

を確認した。

- (5) 11月2日、第5回団体交渉では「退職手当制度の改正(案)」が提案された。当局は、「職務・職責に応じた貢献度をより的確に反映できる制度へと構造面を見直す。」として、「基本額十調整額」に改める。」との提案を行った。わが組合からは、「任用制度・運用の違いや歴史的経緯を十分踏まえ、職員の感情も十分に理解し、再考を求める。」と主張し、双方の認識の隔たりは大きのままに終始した。

- (6) 11月14日、区長会総会座込み行動に150人が結集し、区長会要請行動を行った。

- (7) 11月17日、第3回小委員会交渉を開催し、当局から専門委員会交渉を踏まえた現時点の考えを示すとして次の項目についての考え方が示された。先



11・17第2波総決起集会 (大田区民センター)

